

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）
分担研究報告書

補装具費支給判定基準マニュアルの作成

研究分担者 榎本 修 宮城県リハビリテーション支援センター 所長
研究協力者 伊藤利之 横浜市リハビリテーション事業団 顧問
研究協力者 小川雄司 埼玉県総合リハビリテーションセンター 主任
研究協力者 高岡 徹 横浜市総合リハビリテーションセンター 医療部長
研究協力者 武田輝也 宮城県リハビリテーション支援センター 技師
研究協力者 正岡 悟 大阪府障がい者自立相談センター 所長
研究協力者 松野史幸 一般社団法人日本車椅子シーティング協会

研究要旨 近年、補装具に対する障害者のニーズが多様化し、技術革新による新製品の開発や改良も活発に行われる中、身体障害者更生相談所（以下更生相談所）では、新製品に対する理解や高額、高機能な製品に対する社会的必要性の判断や、医学的見地からの必要性の判断等について、判定に困難をきたすケースが増加している。また、更生相談所における専門職等の職員配置については、地域差が生じており、全国的に平準化された判定業務を行うことは、困難な状況にあることが指摘されている。さらに、補装具費支給制度の基準解釈や理解についても各更生相談所による地域差、担当職員の職種や経験によっても差が生じているのが実態である。そこで、先行研究や活動から更生相談所の課題を抽出するとともに、補装具判定現場で実際に生じている疑義に対して公平・公正、標準的な判定の考え方を提示し、補装具判定における基準解釈の違い、地域格差を是正し、円滑な判定に資する目的で「補装具費支給判定Q & A マニュアル」を作成する。平成25年度は、151問からなる更生相談所向けの「補装具費支給判定Q & A」（暫定版）を作成した。平成26年度に内容についてのアンケート調査を全国の更生相談所に行い、その結果をもとに修正を加える。さらに、同じ研究グループで他の研究分担者が検討している義肢の完成用部品の機能分類を活用して平成27年度には完成版マニュアルを作成する予定である。

A. 目的

補装具費は公費で賄われることから更生相談所の補装具費支給判定は、地域差がなく全国一律の判断基準で公平、公正に行われることが望ましい。更生相談所における補装具判定の考え方や費用算定の根拠の基本となるのは厚生労働省が通知、告示する「補装具費支給事務取扱指針について」（以下取扱指針）、「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費事務取扱要領」（以下取扱要領）、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（以下基準）である。ただし、

その解釈や理解についても各更生相談所による地域差、担当職員の職種や経験年数によっても差が生じているのが実態である。

そこで、補装具判定現場で実際に生じている疑義に対して公平・公正、標準的な判定の考え方を提示し、補装具判定における基準解釈の違い、地域格差を是正し、円滑な判定に資する目的で「補装具費支給判定Q & A マニュアル」を作成する。

B. 方法

B-1. 補装具費支給制度における課題の抽出

先行研究、調査、活動等における取扱指針、取扱要領、補装具費支給基準に対する意見、課題の抽出を行う。ここで言う先行研究、調査、活動とは次の3つである。

特例補装具判定困難事例集：平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト（テクノイド協会）

全国身体障害者更生相談所長協議会補装具判定専門委員会によるQ&A（平成23-25年度）

補装具費支給制度の施策検討に向けた実態把握に関する調査研究：平成24年度障害者総合福祉推進事業（テクノイド協会）

上記で得られた研究結果、活動結果等から取扱指針、取扱要領、基準に対する意見、課題の抽出を行う。特に補装具判定専門委員会は平成23年度から活動を開始した全国身体障害者更生相談所長協議会内の組織（事務局：宮城県リハビリテーション支援センター）である。全国の更生相談所から補装具判定にかかる質問を随時受け付け2週間以内に回答を返す活動をおこなっている。Q&Aはこれまでに140問以上が蓄積されており、補装具判定専門委員会に寄せられた現場の疑義の内容、アイデアを中心に加工、修正して、更生相談所の補装具判定に役立つものに再編する。

B-2. ワーキンググループによる検討

補装具に関する各分野の有識者、多職種から構成されたワーキンググループにより「補装具費支給判定Q&A暫定版」の内容を検討する。以下が筆者以外のワーキンググループのメンバーおよび所属（職種）である。

ワーキンググループ（研究協力者）

- 横浜市リハビリテーション事業団顧問
伊藤利之（医師）
- 埼玉県総合リハビリテーションセンター
小川雄司（義肢装具士）
- 横浜市総合リハビリテーションセンター
高岡 徹（医師）
- 宮城県リハビリテーション支援センター

武田輝也（理学療法士）

- 大阪府障がい者自立相談センター所長
正岡 悟（医師）
- 一般社団法人日本車椅子シーティング協会
松野史幸（リハ工学技師）

ワーキンググループの各自が補装具の各種目を専門的な見地から担当し、Q&Aの内容を検討、さらに新作問題を作成する。

（倫理面への配慮）Q&Aには個別の商品名、事例などの個人情報省き、倫理面に配慮している。また、利益相反に関係する企業はない。

C. 結果

C-1. 補装具費支給制度における課題抽出

先行研究、活動からは9つの課題が抽出された。それを制度の理解と判定における課題に分けて表に示す（表1）。

表1 補装具費支給制度の課題

1) 制度の理解

- 基準解釈が更生相談所によって異なる。
- 更生相談所が判定にかかる細かい算定方法などで解釈に困っている。
- 市町村によって支給決定の判断が異なる。
- 補装具のことを理解するマニュアルが欲しい。
- 更生相談所、市町村、製作者で支給制度の統一した理解が必要である。

2) 判定について

- 更生相談所によって判定困難と感じる地域差がある。
- 文書判定では情報不足が原因で判定困難事例が生じている。
- 高額な製品、児童補装具の判定困難事例が多い。
- 医師意見書の記載不備が多い。

1) 特例補装具判定困難事例集：平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクトからは以下の課題が得られた。

更生相談所によって判定困難と感じる地域差がある。

文書判定など情報不足が原因で判定困難事例が生じている。

高額な製品、児童補装具の判定困難事例が多い。

同じ事例内容でも更生相談所によっては判定困難と感じないなど、更生相談所の判定力の地域差が伺えた。高額な製品、児童補装具の判定困難事例が多かったのは全国共通の課題である。

2) 全国身体障害者更生相談所長協議会補装具判定専門委員会によるQ & A (平成23-25年度における活動実績)からは以下の課題が得られた。

基準解釈が更生相談所によって異なる。

更生相談所が判定にかかる細かい算定方法などで解釈に困っている。

特に車椅子、電動車椅子の機能加算に係る解釈、細かい算定方法の質問が多かった。これは平成22年度から車椅子、電動車椅子の修理基準が機能ごとに細分されたことが原因である。

3) 補装具費支給制度の施策検討に向けた実態把握に関する調査研究：平成24年度障害者総合福祉推進事業からは以下の課題が得られた。

補装具のことを理解するマニュアルが欲しい。

医師意見書の記載不備が多い。

市町村によって支給決定の判断が異なる。

更生相談所、市町村、製作者で支給制度の統一した理解が必要である。

制度の理解が更生相談所職員の職種、経験年数によって異なり、また、市町村担当者、業者、中間ユーザーでも同様のことが言える。補装具費支給制度の共通理解を図るためのマニュアルが必要であることが改めて確認できた。

C-2. ワーキンググループによる検討結果

ワーキンググループ検討会議は平成25年11月23日、平成26年2月22日の2回開催し、随時メール会議でQ & Aの検討を行った。本研究で作成するマニュアルのQ & Aは補装具判定専門委員会に寄せられた現場の疑義の内容、アイデアを中心に加工、修正して、更生相談所の補装具判定に役立つものに再編したものである。平成23～25年

度における補装具判定専門委員会の活動で蓄積されたQ & A 140問が制度の理解等の一般的な質問75問、更生相談所に特有な費用の算定基準に関する質問40問、その他個別商品・事例25問に分類できた。このうち個別商品・事例に関するQ & Aを削除した115問を簡潔に作り直した。また、不足していると思われる事項のQ & A 35問をワーキンググループで新規に追加作成し、結果的に151問で構成した。

その構成は、車椅子が29問、指針等基準解釈が23問、座位保持装置19問、装具17問、児童補装具15問、電動車椅子10問、義肢9問、意思伝達装置8問、補聴器等8問、歩行器7問、難病6問からなる(図1)。

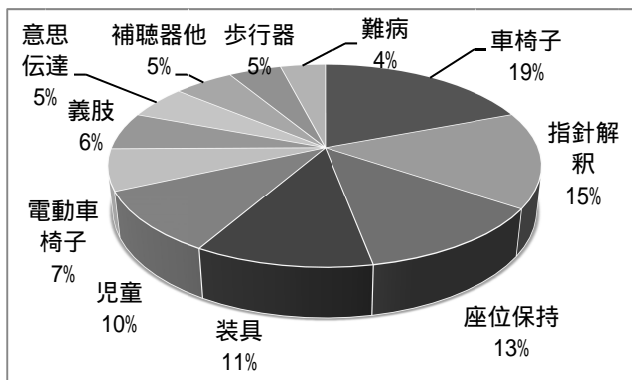


図1 補装具費支給判定Q & Aの構成

C-3. 実際のQ & A例

以下に指針、各種目、児童補装具および難病についてのQ & A 14例を示す。

例1) 指針第1 基本的事項 1補装具費支給の目的について

Q 身体障害児の立位・歩行訓練にあたって用いられる補装具について、治療・訓練用のものと将来社会人として自立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるもの(療育用)とは、どのように区別して考えればよいのでしょうか?

A 治療・訓練用のものは、医療現場で医師の管理下において治療効果が期待できる段階のものと考えられます。療育用のものは、適応や成長対応等を考慮して有用性と安全性が確認され、日常生活や就学・就労の場で継続的な利用が見込まれることが明らかとなった場合に適用されるものと考えます。その場合は、障害者総合支援法に

よる補装具費の支給を検討することになります。

例2) 指針第2 具体的事項1(2)特例補装具費の支給について

Q 真にやむを得ない事情の考え方を教えてください。

A 補装具は「身体機能を補完又は代替する用具」であり、「あれば便利なもの」という条件だけでは認められないものです。特例補装具における「真にやむを得ない」要件とは、その用具、機能がなければ日常生活、就学・就労が困難であるかどうか、その用具を使わないことで痛みや褥瘡、変形が発生するリスクが高いなど、医学的な問題が生じる可能性を踏まえて判断するとよいでしょう。

例3) 指針第2 具体的事項1(4)補装具費の支給対象となる補装具の個数について

Q 健康管理を目的として、プール用の2個目の義足が認められるでしょうか？

A 公費で支給する補装具でスポーツ用など運動時に使用するものが認められるのは、スポーツを行うことまたは教えることを職業（職業的活動を含む）としている者に限られます。プールに通うことで健康管理していることは理解できますが、プール専用のものを認めることは適当ではありません。

例4) 指針第2 具体的事項1(7)差額自己負担の取扱いについて

Q 差額自己負担が認められるのはどのような場合でしょうか？

A 例えば車椅子が必要なことは確かですが、さらに車椅子のデザイン性を重視したために基準額を超えるものを希望することになった場合などがあげられます。

この場合、当該種目の補装具の必要性が認められていることが大前提です。補装具自体の必要性が認められなにもかかわらず、差額自己負担を理由に基準額まで支給することはできません。

例5) 指針第2 具体的事項1(8)介護保険による福祉用具貸与との適用関係について

Q 介護保険では貸与できない既製品の車椅子が必要な場合、補装具として支給が可能でしょうか？

A 利用する制度として介護保険が優先されるなか、介護保険では貸与できない高機能性、耐荷重性、サイズなどが申請者の必要性に合致する車椅子、電動車椅子の場合は、既製品であっても補装具として認めることは可能です。

例6) 種目別：義肢

Q 高機能・高額な膝継手の希望者について判定の進め方を教えてください。

A これまで使用してきた膝継手の機能を十分使いこなしていることが最低の条件となります。その上で、日常生活や就労などで対応できない動作があることが確認できれば、より高機能・高額な膝継手を支給する余地があります。その際には、複数の膝継手のデモ機を用意して比較検討し、試用体験を経て慎重に判定することが望まれます。

例7) 種目別：車椅子

Q 基準に示すレディメイド車椅子とはどのような車椅子なのか考え方を教えてください。

A 基準に示すレディメイド車椅子すなわち基準額の75%で取り扱う車椅子とは、バックサポート、アームサポート、レッグサポート等の調整機能が装備されていない標準的な構造の車椅子のことです。カタログにある既製品だから全てレディメイドの算定方法（基準額の75%扱い）で扱うということではありません。

例8) 種目別：電動車椅子

Q 基準額を超える高額・高機能な電動車椅子の判定の考え方を教えてください。

A 身体状況、障害が進行するか固定なのか、使用環境、使用目的、使用頻度などを十分に把握する必要がある、基本的に直接判定が望まれます。デモ機の試用などを経て他の製品との比較検討の上、最終的にその製品でなければならぬ仕様、サイズ、機能、使用しないことによる不利益等を十分に勘案して判定します。必要性を認める場合は特例補装具として扱います。希望する製品までの必要性がなく、基準額内の製品で対応可能と判断した場合に基準額までを支給し、差額自己負担での購入を認めるか否かは各更生相談所での判断となります。

例9) 種目別：座位保持装置

Q 座位保持装置の複数支給はできるでしょうか？

A 補装具の個数は、原則として1種目につき1個です。座位保持装置の場合も身体障害者・児の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2台とすることができます。住環境、送迎の手段などを勘案して1台で対応できないかを検討した結果、例えば自宅用に木製構造フレームの座位保持装置、学校用または通所先用として移動機能も兼ねた金属製の構造フレームの2台が支給される場合が考えられます。

例10) 種目別：歩行器

Q 車椅子と歩行器の併給は可能でしょうか？

A 車椅子の支給対象は歩行障害があつて義肢・装具等の他の補装具によっても移動が困難な者とされていますが、環境因子によって歩行能力は左右されます。例えば、歩行器を使用することで屋外は無理でも自宅内の移動は何とか可能な者であつて、ほぼ毎日のように外出の機会がある場合は、屋内移動用に歩行器、屋外移動用に車椅子を併給することがあり得ると考えられます。

例11) 種目別：重度障害者用意思伝達装置

Q iPadでスイッチ操作を行う場合、重度障害者用意思伝達装置として支給は可能でしょうか？

A iPadで「スイッチコントローラー機能」やスイッチインターフェースを利用して、スイッチでの走査入力によるメールやアプリケーションの操作が可能となっています。iPadは汎用機器であり専用機器には該当しないため、補装具としての支給はできません。

例12) 種目別：補聴器

Q 補装具として支給対象となる補聴器は高度難聴用と重度難聴用です。90dB、50dBの6級の方、60dB台でも語音明瞭度検査で4級に認定されている方は聴力としては中度難聴用補聴器レベルですがどのように対応するのでしょうか？

A 70dB未満の聴力者であっても手帳認定を受けている限り、耳鼻科医が必要性を認めれば高度難聴用補聴器を支給することは差し支えありません。

例13) 児童補装具

Q 訓練室だけで使用する歩行器や起立保持具を補装具として支給できますか？

A 訓練の時間帯だけ使用するのであれば、訓練施設が備品として用意すべきです。生活や学校の場面で使用する必要があると判断した場合は補装具として支給することも考えられます。支持機能を加算した歩行器の基準額、起立保持具の基準額では対応できない製品の申請も多いと思われます。高額な既製品を希望する場合は差額自己負担での対応を検討するか、個別に真の必要性を認める場合は特例補装具として扱います。

例14) 難病の考え方

Q 難病を原因とする聴力低下があつて手帳を取得していない方へはどのように対応したらよろしいでしょうか？

A 聴覚障害の身障手帳を取得していない難病患者等の補聴器判定にあたっては、高度難聴と同程度以上の症状であるなら支給決定が可能であるとされています。これまでと同じように考え、難病患者等で90dB、50dBの6級相当、60dB台でも語音明瞭度検査で4級相当の場合でも、耳鼻科医が必要性を認めた上で高度難聴用補聴器を支給することは可能です。

D. 考察

補装具費の支給は公費で賄われることから、更生相談所による補装具費支給判定は、全国一律の判断基準で公平、公正に行われることが望ましい。厚生労働省は、補装具判定にあたっての指針、取扱要領、基準を示し、全国の更生相談所では内規、判定の手引きなどを作成し、各自治体独自の判断基準はあるものの概ね国が示すところの基準、考え方で判定が行われている。しかし、指針、取扱要領、基準の解釈については、自治体間、職種、経験年数等で格差があるのが実態である。格差を少なくするには、全国レベルでの研修会、情報の共有化、補装具費支給に関わるマニュアル作成などが望まれる。補装具判定専門委員会では、これまで3年間にわたり、現場で生じた補装具判定に関する多数の疑義にタイムリーに応えてきた。本研究で作成するマニュアルの中核は、それら

を集約してエッセンスを簡潔に整理し直したものとも言える。全国の補装具費支給判定の地域格差を是正するのがねらいであり、今後、その効果を検証していきたい。

E. まとめ

平成25年度の本研究では、指針、取扱要領、基準の理解、考え方の平準化を促す目的で「補装具費支給判定Q & A」（暫定版）を作成した。平成26年度に内容についてのアンケート調査を全国の更生相談所に行い、その結果をもとに修正を加える。さらに、同じ研究グループで他の研究分担者が検討している義足の完成用部品である膝継手、足部の機能分類を活用して盛り込む。更生相談所の事務職だけでなく、技術職にも有用なマニュアルとして平成27年度に完成版マニュアルを作成する予定である。

F. 研究発表

1. 論文発表

- 1) 榎本 修：最近の義肢治療 - 本義肢処方の立場から - . Jpn J Rehabil Med, 50, No8, 635-638, 2013
- 2) 榎本 修：障害者自立支援法における筋電義手の支給と課題 . 日本職業・災害医学会雑誌, 第61巻 第5号, 305 - 308, 2013

2. 学会発表

- 1) 榎本 修：更生相談所からみた補装具費支給制度の課題 . 第1回補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みに関する研究会 . 所沢, 2014, 2月